

ISSN 2436-8202

弘前大学大学院教育学研究科

Graduate School of Education, Hirosaki University

教職実践専攻(教職大学院)

Program for Professional Development of Teachers

年報

Annual report

第6号

2024

目 次

論 文	1
校内連携に生かすための保健室来室記録のあり方 —保健日誌を用いた管理職との情報共有より—	谷 垣 花 1
メディア・リテラシー教育による批判的思考力の獲得をどのように評価するのか： 小学校5年生へのフェイクニュースに関する授業の考察を通じて	森 本 洋 介 9
小学校における、学級経営上の危機管理に対する一考察 ～「いじめ」を生まない学級づくりを目指して～	山 田 彰 利 21
院生研究報告	31

CONTENTS

PAPERS	1
A Study of Regarding Records of Children in School Infirmaries for In-School Cooperations -Information Sharing with Administrators using School Health Diary-	Hana TANIGAKI 1
A Study That How We Can Assess Critical Thinking Skills Through Media Literacy Education: Based on The Practice About Fake News in Elementary School Grade 5 Students.	Yosuke MORIMOTO 9
A study on crisis management in classroom management in elementary schools ~ Aiming to create a class that does not cause bullying ~	Akitoshi YAMADA 21
Report of Research and Practice	31

弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻年報刊行及び投稿規定

- 1 弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻（以下、略称「教職大学院」という。）は、その教育・研究の成果を内外に示し今後の発展に資するために、『弘前大学大学院教育学研究科教職実践専攻年報』（以下、『年報』という。）を発行する。この規定は、『年報』の発行に関する必要事項を定めるものとする。
- 2 『年報』編集・発行・公開
 - (1) 教職大学院は、専攻内に「年報編集委員会」を設置する。
 - (2) 「年報編集委員会」には、編集委員長を置く。
 - (3) 編集委員長は、『年報』の編集・刊行の責任者として事務を総括する。
 - (4) 『年報』の原稿募集、採否、掲載の順序、体裁等の作業は「年報編集委員会」で行い、専攻会議の議を経て発行する。
 - (5) 年報は電子媒体で発行し、弘前大学情報リポジトリにて公開する。その上で、その旨を各執筆者、教職大学院教員、教職大学院院生、学内各機関及び研究教員、学外関係者（別に定める）に周知する。
- 3 『年報』の著者には、次に掲げる者のうちのいずれかが含まれていなければならない。
 - (1) 教職大学院の専任教員及び兼担の教員
 - (2) 教職大学院の院生及び修了生
 - (3) 教職大学院元教員、教職大学院非常勤講師等「年報編集委員会」が認めた者
- 4 内容は次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 『年報』は、原則として、「学習成果報告書」、「研究論文」等をもって構成する。
 - (2) 「学習成果報告書」は、修了予定院生が審査を受けた「学習成果報告書」とする。
 - (3) 「学習成果報告書」の様式は、別に定める【学習成果報告書作成要項】にしたがう。
 - (4) 「研究論文」等は投稿による。
 - (5) 「研究論文」等の投稿に当たり、下記の【投稿要領】にしたがう。
- 5 発行は原則として各年度3月の年1回とする。
- 6 「研究論文」等の原稿の締切は、原則として1月20日とする。1月20日が休日の場合は、翌週の月曜日とする。
- 7 『年報』の発行形式は、A4判横組みとする。文字はMS明朝9ポイント相当とし、1印刷ページは1行24字、45行の2段組で、2,160字とする。英文等の場合は1段組とする。各論文の長さは、図・表・写真等すべてを含めた刷り上がり10ページ以内とする。
- 8 掲載順序など、編集に関することは「年報編集委員会」が決定する。なお、投稿原稿の内容等に疑義が生じた場合、本委員会は著者と協議し、必要があれば訂正等を求める。
- 9 原則として原稿の受理後における内容の変更等は認めない。
- 10 校正は原則として著者が行い、2校までとする。校正は印刷上の誤りの訂正のみとし、原則として文章や図表の差し換え、追加等は認めない。「学習成果報告書」の校正は、原則として指導教員が行う。
- 11 論文が11ページ以上に及ぶ場合や、カラー印刷や図版の作製等に特別の経費を要する場合は、その経費は原則として著者負担とする。
- 12 別刷を希望する場合は、投稿の際に必要な部数を申し出る。別刷の経費は著者負担とする。
- 13 『年報』に掲載された論文等の著作権は当該論文等の著者に帰属する。ただし、「年報編集委員会」は投稿された論文を「弘前大学学術情報リポジトリ」に掲載して公開するものとする。

この規定は、平成30年2月21日から施行する。

この規定は、令和2年7月22日から施行する。

この規定は、令和3年6月16日から施行する。

編集委員一覧(50音順)

編集委員長

小林 央美

編集委員 (50音順)

穴倉 慎次

柴崎 剛吉

天坂 文隆

森本 洋介

吉田 美穂

若松 大輔

弘前大学大学院教育学研究科
教職実践専攻(教職大学院)年報

第6号

令和6年3月24日発行

編集兼発行者

弘前大学大学院教育学研究科

青森県弘前市文京町1番地

印刷所 やまと印刷株式会社

弘前市神田4丁目4の5

電話 (0172) 34-4111